

● ● ● 平成21年度 政務調査活動 ● ● ●

自民党議員会の政務調査副会長として多くの視察に参加し、県政全般にわたり政策提言を行ってまいりました。平成21年度におけるいくつかの視察を紹介させて頂きます。

石井知事滑川市視察 同行




再編校の一つである滑川高校の視察実習棟の早期整備を強く要望。

観光議連勉強会



これから大きな行政課題が観光です。本県観光推進に向けて議連事務局長として取り組んでいます。

日台議連台湾 視察

毎年多くのチャーター便が台湾から富山空港に来ております。今年、台中からのチャーター便をお願いすべく、チャイナエアライン、マンダリン航空へ要請に伺いました。その他、富山県日台友好議連の役員として台中県や台北市議会を表敬訪問。








嘉手納基地及び航空自衛隊那覇基地 視察

日本の安全保障の要「沖縄」。米軍基地問題が議論される中、嘉手納基地のある嘉手納町宮城町長との会談や基地を視察。









富山西警察署 視察



新築された富山西警察署。集中留置機能も併設されました。今後、射水警察署が建設される予定です。

海洋高校 視察



再編統合に伴い、2年後に閉校となる海洋高校の施設を議員会で視察。今後の施設再利用や、海洋高校としての再編に対しての要望を聞いて参りました。

島根県議会 視察



議会運営について島根県議会を視察。



ご意見をお聞かせ下さい!
ぜひ ブログもごらん下さい。

神田真邦事務所 富山県滑川市神明町1180
TEL 076-476-1923
FAX 076-476-2150

mail:masakuni@masakuni.jp <http://www.masakuni.jp>

まさくにが行く



第8号

発行人: 富山県議会自民党議員会 神田真邦



ご挨拶

皆様におかれましては、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
また日頃から、格別のご支援ご厚情を賜り心より御礼申し上げます。
さて過日閉会致しました平成22年富山県議会2月定例会では、5574億円強の平成22年度富山県一般会計予算等を可決され、今後「元気とやまの創造」に向け各種施策が展開されて参ります。
地域の実情に応じた施策展開がなされるよう、予算の執行に関しても、議会を通じてしっかりと地域の皆様方の声を行政に届けるべく取り組んで参ります。
私自身、県議会議員の職責を賜りましてから7年が経過し、19年4月の再選後から現在まで、自民党富山県議会議員会政務調査会副会長として県政全般にわたり政策立案・提言に携わる一方、昨年12月定例会から教育警務委員会委員長も拝命し、議会・議員活動に励んでおります。
今後も、元気などやまのために!! 「人」「街」「地域」の創造に向け、富山県発展はもとより、限りない滑川市発展の一助となるよう、地域の皆様方の声をしっかりと聞かせて頂きながら、取り組みを進めて参りますので、皆様方には変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願いを申し上げます。

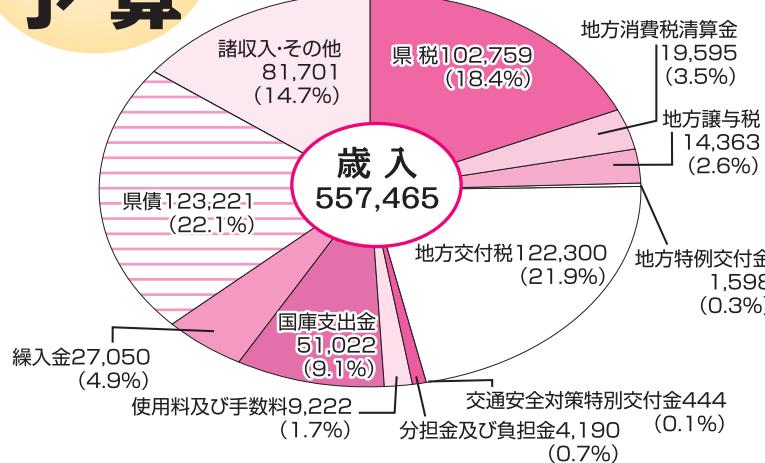
富山県議会議員 神田真邦

ホームページアドレス <http://www.masakuni.jp>

平成22年度 予 算

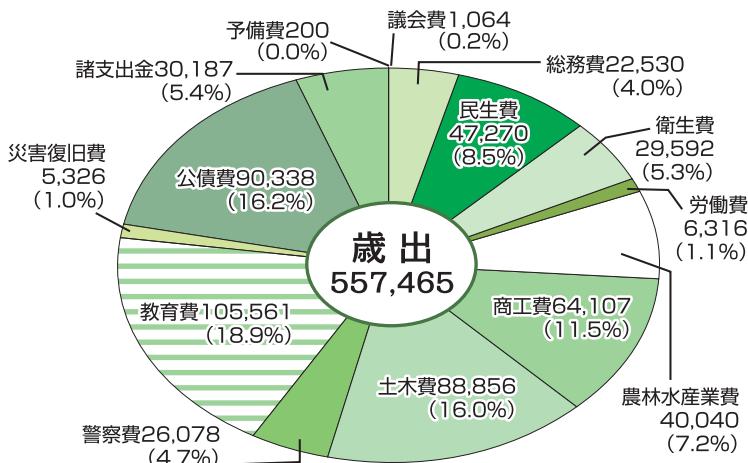
一般会計歳入見積額

(単位:百万円、%)



一般会計歳出予算目的別内訳

(単位:百万円、%)



富山県予算の推移① (単位:百万円、%)

	項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
予 算 規 模	一般会計予算額	541,802	525,637	529,413	526,368	531,737	557,465	
	伸 率	△2.1	△3.0	0.7	△0.6	1.0	4.8	
	公債費を除く一般歳出	451,728	434,454	438,656	435,971	441,333	467,127	
	伸 率	△3.1	△3.8	1.0	△0.6	1.2	5.8	
県 稅	当 初 予 算 額	117,310	126,945	158,303	154,045	123,693	102,759	
	伸 率	4.2	8.2	24.7	△2.7	△19.7	△16.9	
基 金	財政調整基金 年度末残高	2,153	2,156	2,164	2,161	見込 1,170	見込 1,075	
	県債管理基金 年度末残高	18,427	16,263	12,724	11,803	△10,275	△10,241	
	計	20,580	18,419	14,888	13,964	△11,445	△11,316	
県 債	当 初 発 行 額	通 常 債	51,699	46,965	52,676	52,232	58,893	61,921
		行革債・退手債等※	7,080	5,182	5,600	9,108	8,287	6,400
		臨時財政対策債	21,500	20,300	18,300	22,300	45,100	54,900
	計		80,279	72,447	76,576	83,640	112,280	123,221
年 度 末 残 高	通 常 債	840,968	827,325	817,409	813,918	816,596	816,418	
	行革債・退手債等※	23,084	30,166	42,834	60,002	△69,225	△74,176	
	臨時財政対策債	115,628	132,123	146,744	163,872	△201,689	△249,317	
	計	979,680	989,614	1,006,987	△1,037,792	△1,087,510	△1,139,911	

※行革債・退手債等とは、行政改革推進債、退職手当債、臨時税収取てん債、減税補てん債及び減税取てん債(特例分)の合計
(参考)地方財政計画、国予算の伸率

(単位: %)

	項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22
地 方 財 政 計 画 伸 率	一般歳出伸率	△1.1	△0.7	△0.0	0.3	△1.0	△0.5
国 予 算 伸 率	一般歳出伸率	△1.2	△1.2	△1.1	0.0	0.7	0.2
	一般歳出伸率	△0.7	△1.9	1.3	0.7	9.4	3.3

区 分	22 年 度		21 年 度		比較 増 減	
	見積額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	伸率
県 税	102,759	18.4	123,693	23.3	△20,934	△16.9
地方消費税清算金	19,595	3.5	22,314	4.2	△2,719	△12.2
地 方 譲 与 税	14,363	2.6	10,020	1.9	4,343	43.3
地 方 特 例 交 付 金	1,598	0.3	1,373	0.3	225	16.4
地 方 交 付 税	122,300	21.9	114,300	21.5	8,000	7.0
交通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	444	0.1	448	0.1	△4	△0.9
分 担 金 及 び 負 担 金	4,190	0.7	4,121	0.8	69	1.7
使 用 料 及 び 手 数 料	9,222	1.7	11,962	2.2	△2,740	△22.9
国 庫 支 出 金	51,022	9.1	51,052	9.6	△30	△0.1
緑 入 金	27,050	4.9	12,286	2.3	14,764	120.2
財政調整基金からの取崩し	100	0.0	1,000	0.2	△900	△90.0
県債管理基金からの取崩し	900	0.2	300	0.1	600	200.0
他基金等からの繰入	26,050	4.7	10,986	2.0	15,064	137.1
県 債 債	123,221	22.1	112,280	21.1	10,941	9.7
通 常 債	61,921	11.2	58,893	11.1	3,028	5.1
行政改革推進債	1,900	0.3	3,287	0.6	△1,387	△42.2
退職手当債	4,500	0.8	5,000	0.9	△500	△10.0
臨時財政対策債	54,900	9.8	45,100	8.5	9,800	21.7
諸 収 入 ・ そ の 他	81,701	14.7	67,888	12.7	13,813	20.3
歳 入 合 計	557,465	100.0	531,737	100.0	25,728	4.8

区 分	22 年 度		21 年 度		比較 増 減	
	見積額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	伸率
議 会 費	1,064	0.2	1,078	0.2	△14	△1.3
総 务 費	22,530	4.0	20,783	3.9	1,747	8.4
民 生 費	47,270	8.5	40,493	7.6	6,777	16.7
衛 生 費	29,592	5.3	25,864	4.9	3,728	14.4
労 働 費	6,316	1.1	3,803	0.7	2,513	66.1
農 林 水 産 業 費	40,040	7.2	42,714	8.0	△2,674	△6.3
商 工 費	64,107	11.5	45,491	8.6	18,616	40.9
土 木 費	88,856	16.0	88,193	16.6	663	0.8
警 察 費	26,078	4.7	26,508	5.0	△430	△1.6
教 育 費	105,561	18.9	106,342	20.0	△781	△0.7
災 害 復 旧 費	5,326	1.0	5,360	1.0	△34	△0.6
公 債 費	90,338	16.2	90,404	17.0	△66	△0.1
諸 支 出 金	30,187	5.4	34,504	6.5	△4,317	△12.5
予 備 費	200	0.0	200	0.0	0	0.0
合 計	557,465	100.0	531,737	100.0	25,728	4.8

厳しい経済状況にあって、県税収入の大幅な落ち込みが予想される中、自公政権時に交付された基金や、地方交付税と同様の臨時財政対策債を元に積極型の予算となりました。

又、歳出においても景気、雇用対策を最優先課題と位置付けた事から、商工費が大幅に増額となった他、社会保障費についても前年比増となっております。

又、土木費のうち県単独事業費は 21 年度 2 月補正予算と連動した 14 ヶ月予算で編成され対前年比増となりました。



平成22年2月定例会 一般質問(要旨)



警察官の不祥事について

県民の安全安心を守る警察として信頼回復を求めて質問致しました。



問1 今回の警察官の逮捕事案について、本部長はどのように受け止めているのか。また、再発防止、綱紀粛正に、どのように取り組んでいくのか。

答弁 警察本部長

今回の不祥事は誠に遺憾であり、県民の安全安心の確立に向け県警察あげて全力を傾注すると共に2度とこの様な事を行さぬように綱紀粛正に取り組む。



地方の行財政運営について

国・地方ともに厳しい財政状況の中、国の役割、自治体の役割を質問致しました。



問2-1 国・地方ともに厳しい財政状況にある中で、地方財政について国が果たすべき責務と現状をどのように考えるか。地方から国に対する働きかけと併せて問う。

答弁 (知事) 経営管理部

- (1) 将来を見据えた具体的な経済戦略を構築し、経済成長を通じて税収増を図ること
- (2) 国自らの徹底した行政改革を実施すること
- (3) その上でなお不足する財源について、十分国民的な論議を行って、給付に見合ったバランスのとれた負担の実現を図ることなど、今後の財政健全化への道筋をできる限り早期に明示し、実行していただくことが重要である。

本県としても、財政運営を持続可能なものとするため、今後も、行財政改革の推進に最大限努力するとともに、国に対し、本来の地方分権の趣旨に沿った地方の自立や地域格差の是正のための地方税財政制度の改革、地方財政対策の充実を、引き続き強く働きかけていく。

問2-2 県内各市町村が、現在の財政状況を踏まえて持続可能な行財政運営を図っていくためには、今後どのようなことに取り組む必要があり、県はそれをどのように支援していくのか。

答弁 経営管理部長

県内の市町村は、健全化を判断する4つの指標のうち、実質公債費比率及び将来負担比率について、全国平均を上回る団体が多いなど厳しい状況にはあるが、財政再生団体はもとより、早期健全化団体の基準に該当する市町村もない。



県としては、各団体の行財政改革の取組みに対し、助言や情報提供、職員研修等の支援を行うとともに、地方の自立と地域間格差是正のための地方税財政改革、地方交付税総額の確保などの地方財政対策の充実を国に働きかけてまいりたい。



県内の経済対策について

元気なとやまの創造には景気回復が不可欠！県内中小企業の問題を中心として質問しました。

問3-1 県として、今後県内製品の県内における消費拡大を図る「愛県購買」といった施策展開を早急に推進すべきと考えるが、所見を問う。

答弁 商工労働部長

経済対策の早期の効果発現が求められる中、県内企業が製造・製作した製品の県内消費を高め、県内の内需を拡大する施策が必要。県内製品が県民等に認知され、購買に繋がるよう、優れた製品を製造する企業の発掘・育成に努め、企業情報の発信等を行っていく。



問3-2 市町村や地元商店街等が発行するプレミアム付き商品券については、今年度はほぼ全市町村において活用され消費拡大の一助となつたが、県として今後このような内需拡大策の支援に取り組む考えはないか。

答弁 商工労働部長

県では、プレミアム付き商品券の印刷費やPR経費等について、補助率を特例として1/2に引上げるなど、積極的に支援してきた。その結果、県内消費の拡大に大きな効果があったと考えている。今後もプレミアム付き商品券の発行をはじめ、商店街独自の創意と工夫をこらした取組を支援し、地元購買の拡大につなげていきたい。

問3-3 創業・ベンチャーへの支援はもとより、既存企業の新分野進出への支援を拡充すべきと考えるが、これまでの状況と今後の取り組みについて、問う。

答弁 商工労働部長

新たな分野への進出を考えている企業も少なくないが、資金的な問題はもとより、適切なアドバイスや関連企業とのパイプ不足等により計画が頓挫している例が多い。

新分野の進出への支援を更に強化するため、新年度では

- ①県内中小企業を巡回して、新分野進出をはじめとする支援策設の普及啓発・相談に対応するアドバイザーの配置。
- ②高度な技術の実用化や新商品・新技術の創出に向けた研究開発に対する支援の強化。
- ③成長分野である航空機産業への新規参入、小水力発電や太陽光発電に関連する技術開発への支援。
- ④富山ものづくり総合見本市の開催などによる県内企業のビジネス機会の拡大や輸出入の促進。
- ⑤国内外で開催される見本市等への出展助成の拡大、首都圏等の企業とのマッチング推進による販路開拓の支援などの施策を実施することとしている。

問3-4 適正な企業間取引の徹底について、公正取引委員会や経済産業省に対する働きかけを一層強める必要があると考えるが、今後の取り組みを問う。

答弁 (知事)商工労働部

コストを度外視した取引価格や、最低賃金を下回る加工単価の設定など、県内中小・零細企業を取り巻く環境に改善は見られていない。

本県経済を支えている中小企業の活性化を図るために、これらの企業が一定の利益をきちんと確保できることが必要であると考えており、県では新世紀産業機構に設置している「下請かけこみ寺」における弁護士による無料相談体制を拡充するとともに、国と連携して弁護士を講師とする地域巡回セミナーを昨年12月に県内5箇所での開催や、県中小企業団体中央会と連携して下請適正取引ガイドラインの説明会を4回開催し、親事業者等に対して、わかりやすい説明に努めてきた。今後とも、下請取引の適正化について積極的に取り組んでまいりたい。

問3-5 県内への誘致企業に対し、その付帯的事業においても地元業者の参入を促すような取り組みが必要と考えるが、どうか。

答弁 商工労働部長

誘致企業において、本来業務以外の廃棄物処理や建物の維持修繕などについては、本社の意向か

ら地元企業が参入できない仕組みとなっている例が多いと聞く。

地域経済の活性化の観点から地元業者が、県内に進出した企業の業務を受託することは望ましいことであると考えており、県としては、県内に進出した企業から地元業者への発注拡大を進めていただくよう、企業訪問時や県内に進出した企業との懇談会など様々な機会を捉えて、市町村とも連携しながら引き続き協力をお願いしていきたい。

問3-6 国直轄事業における県外企業による受注のデメリットをどう考えるか。また、県内業者への発注拡大や下請けいじめの防止などを国に働きかけるべきではないか。

答弁 土木部長

県外企業からの工事外業務の受注において悪質な事例があると聞いている。県も多額の負担金を支払っており、工事内外において地元に利益がもたらされるべき。

公共工事の県外業者の受注については、県内業者の受注に比べ、

- ①県内への経済効果が低いこと、
- ②県内の雇用に結びつきにくいこと、

③県内企業の育成につながらないこと、などといったデメリットがあると考ている。（平成20年度に県内で発注された一般土木工事のうち、約90%の工事を県内企業が受注出来た）

下請企業へのしわ寄せ防止について、国では「建設産業における生産システム合理化指針」に基づき、元請・下請間に適正な契約や支払いがなされるよう指導するとともに、下請取引実態調査や立入調査などにより下請取引の指導に努めていると聞いている。



並行在来線について

間近にせまった北陸新幹線の開業。それと同時に取り組まねばならないのが並行在来線!! 滑川市においても新駅構想があります。



問4-1 並行在来線運営へのJRの参画について、実現に向かうどのように取り組んでいくのか。今後の展望を問う。

答弁 (知事)知事政策局

JRの参画は、並行在来線の今後の経営にとって大きなプラスであり、JRはもとより関係機関に対しても強く働きかけていく必要がある。

国においては、JR等の関係者のヒアリングも進め、夏までに一定の方針を出すこととしているが、まずは国において、従来の枠組みの再検証、見直しを行っていただき、JRの関与を含め、並行在来線を持続可能とするための仕組みや新たな支援策について、しっかりと検討、措置されることが重要と考えており、関係各方面に強く働きかけてまいりたい。

問4-2 並行在来線運営スキーム見直しが検討されているが、新駅設置へのJRの考え方についてどのように認識しているか。また、新駅設置の含め、並行在来線の運営について、沿線自治体との協議を今後どのように進めていくのか、併せて問う。

答弁 知事政策局長

新駅の設置は、安定経営や利用者の増加に向けた取り組みの根幹と考えるが、運営スキームの見直しなどにより、JRの継続運行となつた場合、JRの見解次第では沿線自治体による準備作業にも大きな影響を及ぼすと考える。



JRにおいては、基本的には鉄道事業経営の観点から、新駅設置が運行に与える影響や収支採算性などから設置の可否が判断されるものと認識している。〔なお、JR発足（S62年）後に、北陸本線内で新設された駅は殆どない（本県内はゼロである）ところである〕

沿線自治体との協議については、新駅設置も含めて、今後とも、県並行在来線対策協議会等にお

いて、市町村や関係機関のご意見をいただきながら、検討を進めいてきたいと考えている。

問4-3 新幹線開業を間近にひかえ、在来線の利用客増加に向けた取り組みを今後どのように進めていくのか、問う。

答弁 知事政策局長

県としては、

- ①まちづくりと公共交通の連携、
- ②少子高齢化や環境への対応、

③高速交通網とのアクセス強化などの観点から、県内公共交通の利便性向上、利用促進等に繋がる様々な取組について支援を行ってきているが、今後も、市町村や交通事業者などの関係者と連携協力して、新幹線の開業も視野に入れながら、公共交通の活性化にしっかりと取り組んでまいりたい。



問4-4 雪に強い公共交通機関に向けた取り組みをどう進めていくのか、JRへの働きかけも含め、その対策を問う。

答弁 知事政策局長

今冬のような雪によるダイヤの乱れについても改善する必要があり、取り組んでいかなければならない課題。



県としては、「雪害対策連絡会議」をはじめ、交通事業者等との協議の場において、JR等の交通事業者に対し、降雪時における交通の確保について、今後とも適切に要請してまいりたいと考える。



本県教育の充実について

国・県の基幹はやはり教育。本県の質の高い教育を求めていきます。

問5-1 現行の富山大学との連携事業を、より現場ニーズに合わせたものへと改善し、本県の教員資質向上と優秀な教員を富山大学から得られるよう取り組んでいくべきと考えるが、どうか。展望を問う。

答弁 教育長

本県教育の充実には、教員の資質向上と優秀な教員の確保こそが最重要課題と考える。

現職教員については、総合教育センターで実施する研修講座に大学から講師の派遣を受け、指導・助言をいただいているほか大学への内地留学生の派遣などを通じ資質向上に努めている。

教員の養成については、理科支援員や学びのアシスト等として大学生を学校に受け入れるほか、大学の「とやま学」講座への指導主事の派遣等を行っているところである。

富山大学にも、

- ①今日的教育ニーズにも対応できる実践的指導力を有する教員を養成するための知識・スキル・能力の明確化
- ②取得できる教員免許状の拡大などを求めていきたいと考えており、県としても、現在実施している連携事業の効果的活用を図るとともに、教員に求める資質・能力を大学にも説明し、大学の教員養成課程のカリキュラムの改善等について富山大学と協議を進め、教員の資質向上と優秀な教員の確保に努めてまいりたい。

問5-2 「のびのび5歳児育み事業」について、どのような成果を期待し、今後どのように事業を展開させていくのか。幼保小連携事業における課題と併せて問う。

答弁 教育長

幼稚園・保育所・小学校との連携については、

①入学直後の児童の小学校生活への不適応を防ぐこと

②子育てに不安を持つ保護者を支援すること

③指導者(幼・保・小)の相互理解を深めること

などの成果を期待して、これまでも幼・保・小連携事業を実施してきたが、それぞれの勤務形態が異なっていること、連携のための時間確保は難しいことなどから、日常的に継続されないといった課題がある。

のびのび5歳児育み事業では、幼・保・小連携フォーラムを開催し、講演や実践発表等を通じて幼稚園と保育所に共通する幼児教育の課題など連携の重要性について認識を深めることなどを通じて、就学前教育の充実を図るよう支援することとしている。



問5-2 「教育」の観点を最重要視し、現在3部署に分かれている幼保の所管部署を教育委員会に一元化すべきと考えるが、所見を問う。

答弁 (知事)経営管理部 厚生部 教育委員会

他県にも例があるが、子どもたちの幼児期における健やかな成長を助け、その後の教育に繋げていくために、幼児期に係る行政部署の一元化を図るべき。

現在幼保の所管が分かれてはいるが、就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供する認定こども園制度については、厚生部が一元的に相談窓口を務めている。

また、子どもたちが幼稚園・保育所からスムーズに小学校生活に移行できるよう幼・保・小連携事業に取り組むなど、相互の制度の垣根を越えて総合的な取組みを進めているところである。

新たな制度の構築にあたっては、子どもにとって最も有意義な仕組みはどのようなものかといった観点から、まずは、国において十分議論していただきたいと考える。



栽培漁業センターについて

現在、水見と滑川にある2つの栽培漁業センターを滑川市に集約するよう求めています。

問5-2 栽培漁業センターについて、今回設置される検討委員会において議論される内容と今後の進め方、またいつ頃に成案を得ようと考えているのか、問う。

答弁 農林水産部長

具体的な検討内容としては、

- ①栽培対象とする魚種の選定と放流数量の決定
- ②選定した魚種の種苗生産に必要な施設の機能と規模
- ③2つの栽培漁業センターの機能のあり方と効率的な事業執行体制
- ④水産研究所との連携



また、検討に際しては、関係市町や漁業団体等のヒアリングを行うなど、関係者の意見も十分踏まえて、平成22年度中に方針をとりまとめたいと考えている

平成21年12月定例会より教育警務委員長を拝命致しました。

